

## 鳥取県告示第552号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フリーダム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
賀山 英治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市田島462-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、しょうがい者に対して、就労の支援、職業能力の開発及び社会参画に関する事業を行い、しょうがい者の自立と社会参加及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
役員の職務